

# 福井県開業支援資金要綱

1 目的 新たな事業の創出に必要な資金の融資の円滑化を図ることにより、意欲的な中小企業の創業を促進し、雇用機会の創出および地域経済の発展と活性化に寄与することを目的とする。

2 融資対象者 県内において中小企業者として事業を開始する者（創業予定者）、または事業を開始（分社化を含む。）して1年を経過していない中小企業者であって、次に掲げる者

\*中小企業者の定義  
P.1「共通2(1)」参照

## (1) 無担保の対象者

①事業を営んでいない個人であって、次に掲げる要件を満たす者

\*事業を開始（会社を設立）した日前に事業を営んでいなかった個人に限ります。（分社化以外）

- ・1か月以内に県内で新たに事業を開始する計画を有し、その創業計画を具体的に作成していること

\*事業を営んでいない個人が個人事業を開始する場合

②事業を営んでいない個人であって、次に掲げる要件をすべて満たす者

\*事業を営んでいない個人が会社事業を設立する場合

- ・2か月以内に県内で新たに会社を設立する計画を有していること
- ・当該新たに設立される会社が2か月以内に事業を開始する計画を有し、その創業計画を具体的に作成していること

③具体的な創業計画を作成し、県内で事業を開始（分社化を含む。）した個人または会社であって、事業を開始した日（会社は設立日）以後1年を経過していない者

\*個人において「事業を開始した日」とは開業届出書の開業日とします。また、「事業を開始した日（会社は設立日）以後1年を経過していない」とは、融資申込書の提出があった時点で判断します。

## (2) 有担保の対象者

①具体的な創業計画を作成し、県内で新たに事業を開始しようとする者であって、開業等に必要事業資金総額の3分の1以上自己資金額を有している者

②具体的な創業計画を作成し、県内で事業を開始した日（会社は設立日）以後1年を経過していない個人または会社であって、所要資金の3分の1以上自己資金額を有している者

なお、自己資金額および融資限度額の算定については、別紙、自己資金額算定マニュアルによるものとする。

3 融資限度額	<p>(1) 無担保の限度額 3,500万円</p> <p>ただし、2の(1)の①、②に該当するもので、開業等に必要な事業資金総額のうち、2,000万円以下は自己資金不要。事業資金総額のうち、2,000万円を超える部分については、自己資金額を限度とする。</p> <p>(2) 有担保の限度額 1億円</p> <p>ただし、2の(2)の①に該当するものは開業等に必要な事業資金総額の3分の2を限度とし、2の(2)の②に該当するものは所要資金の3分の2を限度とする。</p>	<p>*融資限度額とは、1年度当たりの限度額です。 P.3「共通5(2)」参照</p> <p>*無担保については、2,000万円までは創業関連保証、2,000万円を超えた部分は創業等関連保証の取扱いとなります。</p> <p>*有担保については、開業資金保証の取扱いとなります。</p>
4 使途および 融資期間	<p>創業計画に基づく運転資金および設備資金</p> <p>(1) 無担保の期間</p> <p>設備資金 10年以内 (据置1年以内を含む。) 運転資金 10年以内 (据置1年以内を含む。)</p> <p>(2) 有担保の期間</p> <p>設備資金 10年以内 (据置1年以内を含む。) 運転資金 7年以内 (据置1年以内を含む。)</p>	
5 融資利率	<p>福井県中小企業者向け制度融資要綱(共通)の「5(5)融資利率」の別表1のとおりとする。</p>	<p>*2019年4月1日現在 (無担保)0.90%以下 (有担保)1.00%以下</p>
6 信用保証	<p>保証協会の保証を必ず付けること。</p>	<p>*融資対象者2の(1)に該当する者については、責任共有制度の対象外となります。</p>
7 保証料補給	<p>保証料補給対象分</p> <p>無担保による借入額のうち、2,000万円までの部分について、県が保証料相当額を負担する。</p> <p>※ただし、初回利用に限る。</p>	<p>*融資対象者2の(1)に対して、県が保証協会に対し保証料の全額を負担するため、中小企業者は保証協会に対し保証料を支払う必要はありません。</p> <p>*保証料補給の対象は、2020年3月31日までの融資実行分に限りです。</p>
8 担保・保証人	<p>保証協会の定めによる。</p>	<p>*様式第1号-1、2はメニューに応じて利用してください。</p>
9 必要書類	<p>(1) 融資申込書2部 [様式第1号-1、2]</p> <p>(2) 県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書および消費税の納税証明書</p> <p>(3) 創業計画書(保証協会所定の様式による) (添付書類)</p> <p>・法人の場合は登記事項証明書および代表者の住民票、個人の場合は住民票(法人の代表者およ</p>	<p>*無担保のうち、保証料補給対象分については、融資申込みの前に県産業政策課の事前確認(2~3日)が必要となります。本要綱9に記載の必要書類を、県産業政策課まで提出してください。確認後に融資申込書に受付印を押印して返却しますので、必要書類とあわせて商工会議所・商工会へ提出してください。</p> <p>また、取下げとなった場合は、県までご連絡ください。</p>

び個人の経歴も添付)

- ・営業許可等を要する業種にあつては許可書または許可申請書の写し
- ・事業の着手状況が確認できる書類等
- ・自己資金、借入金等を確認できる書類を添付
- ・資金需要を証する書類を添付（設備資金の場合に限る。）

※有担保に該当するものは併せて [様式第2号、3号、4号] が必要。

- (4) 既に開業している場合、直近の試算表
- (5) その他県、取扱金融機関、保証協会が必要と認める書類

## 10 その他注意事項

- (1) 保証条件については、保証協会の業務取扱要領に定めるところによる。
- (2) 同一人が無担保、有担保をあわせて利用することを妨げないものとする。

### 附 則

- 1 この要綱は、2019年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、既に融資を行った融資金については、なお従前の例による。

\*創業計画書の詳細については、保証協会へお問い合わせください。

保証協会  
TEL : 0776-33-8311

\*様式第3号、4号については、これに準じたものでも利用できます。

(別紙)

## 開業支援資金自己資金額算定マニュアル

### 開業支援資金（有担保）

1 要綱2の(2)の①のうち「新たに事業を開始する個人」について、自己資金額および融資限度額の算定例は次のとおりとなる。

#### (1) 自己資金額とは

下記に掲げる自己資金が自己資金額となる（借入は控除しない）。[様式第2号の1に記載のこと]

##### ○自己資金

次に掲げるもののうち、当該創業予定の事業に充てるために用意したものに限る。

- ・普通預金、定期預金等残高の証明ができるもの  
【預金通帳、預入日、満期日が表示された証書および預金残高の推移がわかるもの】
- ・有価証券【取引通知書、計算書または投資報告書等所有権の帰属が確認できるもの】
- ・敷金および入居保証金  
【賃貸借契約書および預り証等の差入金額の確認ができるもの】
- ・融資申込前に導入した事業用設備（不動産を除く。）  
【領収書等支出した金額の確認ができるもの】
- ・会社設立予定の場合、資本金または出資金  
【株式払込金保管証明書または出資払込金保管証明書】
- ・その他客観的に評価が可能な資産（不動産を除く。）  
【当該金額の確認できる客観的証明書類】

#### (2) 融資限度額の算定例

##### (前提条件)

- ・自己資金額 = 自己資金（上記の自己資金）
  - ・事業資金総額の  $1/3 \leq$  自己資金額
  - ・事業資金総額の  $2/3 \geq$  融資限度額
- ただし、融資限度額は100百万円を上限とする。

(例) 事業資金総額30百万円、自己資金10百万円の場合

$$30 \text{ 百万円} \times 1/3 = \text{自己資金額 (10 百万円)}$$

$$30 \text{ 百万円} \times 2/3 = 20 \text{ 百万円}$$

20百万円が融資限度額

2 要綱2の(2)の①のうち「新たに事業を開始する法人」について、自己資金額および融資限度額の算定例は次のとおりとなる。

#### (1) 自己資金額とは

登記事項証明書に記載された資本金の額が自己資金額となる。[様式第2号の2に記載のこと]

#### (2) 融資限度額の算定例

##### (前提条件)

- ・自己資金額 = 資本金
- ・事業資金総額の  $1/3 \leq$  自己資金額
- ・事業資金総額の  $2/3 \geq$  融資限度額

ただし、融資限度額は100百万円を上限とする。

(例) 事業資金総額30百万円、資本金10百万円の場合

$$30\text{百万円} \times 1/3 = \text{自己資金額 (10百万円)}$$

$$30\text{百万円} \times 2/3 = 20\text{百万円}$$

20百万円が融資限度額

3 要綱2の(2)の②の「事業を開始して1年を経過していない中小企業者」について、自己資金額および融資限度額の算定例は次のとおりとなる。

(1) 自己資金額とは

下記に掲げる a 資産から b 負債を控除した金額。[様式第2号の3に記載のこと]

a 資産

- ・中小企業者が有する事業用資産  
(法人の場合、その代表者が有する事業用資産も含む。)

b 負債

- ・中小企業者が有する負債
- ・事業用以外の負債 (例えば住宅ローン等も含む。)

※確認資料

- ・直近の試算表
- ・融資申込前に導入した事業用設備等の領収書等支出した金額が確認できるもの。
- ・返済予定表または借入金残高のわかるもの、借入の始期、終期のわかるもの。
- ・その他所要金額の確認できる客観的な証明書類。

(2) 融資限度額の算定例

(前提条件)

- ・自己資金額 = a 資産 - b 借入金
- ・所要資金の  $1/3 \leq$  自己資金額
- ・所要資金の  $2/3 =$  融資限度額

ただし、融資限度額は100百万円を上限とする。

(例1) 所要資金が総額60百万、直近の試算表で資産が30百万円あり、負債が10百万円ある場合。

$$30\text{百万円} - 10\text{百万円} = 20\text{百万円 (自己資金額)}$$

$$60\text{百万円} \times 1/3 = \text{自己資金額 (20百万円)}$$

$$60\text{百万円} \times 2/3 = 40\text{百万円}$$

40百万円が融資限度額

(例2) 所要資金が60百万、直近の試算表で資産が30百万円あり、負債が15百万円ある場合。

$$30\text{百万円} - 15\text{百万円} = 15\text{百万円 (自己資金額)}$$

$$60\text{百万円} \times 1/3 = 20\text{百万円} > \text{自己資金額 (15百万円)}$$

自己資金額が所要資金の  $1/3$  に満たないため借入不可

- ・所要資金が60百万円の場合、上記例2のとおり自己資金額20百万円以上必要となるため、借入可能とするには自己資金額を増額する必要がある。
- ・自己資金額の15百万円を変更せずに借入可能とするには所要金額を45百万円以下に減額する必要あり、この場合融資限度額は30百万円となる。

$$\begin{array}{rclcl} 30 \text{ 百万円} & - & 15 \text{ 百万円} & = & 15 \text{ 百万円 (自己資金額)} \\ 45 \text{ 百万円} & \times & 1/3 & = & \text{自己資金額 (15 百万円)} \\ 45 \text{ 百万円} & \times & 2/3 & = & 30 \text{ 百万円} \end{array}$$

30 百万円が融資限度額